

令和7年度 第4回 全国健康保険協会千葉支部評議会概要報告（速報）

開催日	令和8年3月18日（水） 10:00～11:30
開催場所	日本生命千葉駅前ビル4階 千葉支部会議室
出席者	尾関評議員、椎名評議員、新谷評議員、中曾根評議員、長根評議員、中野評議員、宮本評議員、山口評議員、山本評議員（五十音順）
議題	1. 令和8年度千葉支部行動計画及び広報計画等について【報告事項】 2. その他報告について【報告事項】
議事概要（主な意見等）	
<p>事務局より、各議題について説明を行った。 各評議員からのご意見等は以下の通りである。</p> <p>1. 令和8年度千葉支部行動計画及び広報計画等について【報告事項】</p> <p>【被保険者代表】 （運輸業をターゲットとした健康づくり重点施策について）千葉県は物流の観点から運輸業加入者が多い傾向にあると思うが、ターゲットとなる運輸業の被保険者数は千葉支部全体に比べてどの程度か。</p> <p>【事務局】 令和7年3月末時点における千葉支部全体の事業所数が約10万2千社、そのうち道路貨物運送業及びその他運輸業を併せた合計が約3,400社となっている。また、被保険者数については全体で約67万人、このうち運輸業の被保険者数は約5万3千人である。</p> <p>【被保険者代表】 運輸業は人手不足の影響から食事の時間も満足に取れていない方が多いのではないかと。千葉支部の健康課題である咀嚼能力が低い者が多いといったことにも影響を及ぼしていると思う。千葉支部における運輸業の被保険者数を鑑みると、健康課題の解消に向けて運輸業をターゲットとした施策にしっかりと取り組んでほしい。</p> <p>【事務局】 運輸業は業態の特性として健診受診率が高い傾向にある一方で、他の業態と比較し健康課題（メタボリックシンドロームのリスク保有率が高い、喫煙率が高い等）を多く抱えている。また、健診の結果、特定保健指導に該当してもなかなか実施に結びつかず苦慮している。そのため、まずは運輸業を対象とした健康課題解決に向けた事業を令和7年度より開始したところであるが、今後も継続的にトラック協会等と協働して事業主の皆様へ特定保健指導の受け入れを呼び掛けていく必要もあると考えている。</p>	

【事業主代表】

令和8年度より千葉支部で実施するラジオCMについて、千葉県商工会連合会も同様の予算規模で現在まで3年間、労働相談の勧奨等のラジオCMを実施している。実施にあたっては交通情報に合わせCMを流すよう工夫し、その結果CMを聞いた方々からのご相談が増加した。その一方で、ラジオCMは費用対効果が数字として見えにくい部分がある。被保険者の医療費適正化や生活習慣改善に資するよう効果的かつ効率的なCMを実施していただきたい。

【事務局】

実施にあたりご意見を参考にさせていただく。ラジオCMは協会けんぽの認知度の向上にも効果が出るよう実施してまいりたい。なお、効果測定については、運輸業の方々の医療費や健診結果の変化等を経年で追跡することを考えている。そのほか、健康保険委員の方々にアンケート調査を実施する等、様々な観点から費用対効果を見極めてまいりたい。

【学識経験者】

各支部単位ではなく全国のブロック別で分析体制を構築するというのは、非常に良い取り組みである。データ分析は専門性が求められる仕事であることから、担当者を頻繁に変更することは望ましくなく、長期的に育成していく必要があると考える。一方で、同一担当でデータ分析を実施するという事は、固定概念にとらわれてしまうことや誤りに気付かず分析を進めてしまうという懸念もある。分析結果だけではなく、分析方法についても定期的に千葉支部で契約している分析事業アドバイザーや大学等の研究機関に所属する外部有識者のチェックを受けられるような多面的に分析を実施する体制を構築し進めていくべきである。

【被保険者代表】

健康宣言事業所数が年々増加しているが、事務処理を対応する職員数は十分確保できているか。

【事務局】

ご心配のとおり、宣言事業所への文書発送等の事務処理に人手を要する部分もあり事務負担も増加している。しかしながら、宣言事業所内の健康保険委員の方に各種広報や特定保健指導の実施の調整等にご協力をいただいております。宣言事業所数の増加に対し、効率的に業務を運営できていると考えている。一方で、協会けんぽは県内に支部が一つしかなく、職員数も限られていることから、地域全体に目が届いていないという点は課題として認識している。これについては、各自治体・経済団体等の関係団体や生命保険会社等のパートナー企業との連携を深めながら、更なる宣言事業所数の増加や宣言事業所へのフォローアップに努めてまいりたい。

2. その他報告について【報告事項】

【学識経験者】

都道府県単位保険料率の特例措置についての調整は今後どのように行っていくのか。

【事務局】

具体的な運用・調整方法はまだ決まっていない。令和7年度保険料率と同率に据え置きとなった7支部における評議会では、喜ばしいという意見の一方で、その分の負担が次年度以降に持ち越しとなることを踏まえ、今後の急激な保険料率の上昇が懸念されるというご意見があったところである。

【被保険者代表】

この特例措置は本来の各支部の評議会における保険料率の議論を度外視している。保険料率の決定にあたっては、評議会場で保険料率増減の平準化の指標を議論していく必要があり、そのためのルール作りを行わなければならない。

【事務局】

現役世代への負担軽減の観点に基づく政府の方針及び厚生労働省から協会けんぽ本部への要請を踏まえ、令和8年度平均保険料率を10%から9.9%に0.1%引き下げを行った。都道府県単位保険料率の特例措置においても調整した分をどう取り扱うのか、この点は、加入者及び事業主の負担増とならないよう本部において厚生労働省と協議しながら調整を図ってまいりたい。

特記事項

次回は令和8年7月に開催予定。